

## 公益社団法人青森県観光国際交流機構

### 表彰規程

#### (目的)

第1条 この規程は、青森県の観光振興に顕著な功績のある者を表彰し、広く観光思想の普及を図ることで、本県観光事業全般の振興発展に資することを目的とする。

#### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 観光功労者表彰
- (2) 感謝状

#### (観光功労者表彰)

第3条 観光功労者表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 観光地の宣伝、観光客の誘致等に顕著な功績のある者
- (2) 観光資源の保護、観光地等の環境美化、接遇の向上等に顕著な功績のある者
- (3) 観光関係団体の役員として永年勤続し、顕著な功績のある者
- (4) その他観光の振興に特に顕著な功績があると認められる者

#### (感謝状)

第4条 感謝状の対象者は、本県観光振興事業等の発展に積極的に協力し著しい功績があった者とする。

#### (表彰候補者の推薦)

第5条 正会員は、毎年度2月末日までに、第2条各号のいずれかに該当する者（以下、「該当者」という。）を表彰候補者推薦書（第1号様式）により公益社団法人青森県観光国際交流機構理事長（以下、「理事長」という。）に推薦することができる。

#### (表彰)

第6条 理事長は、前条の規定による推薦があったときは、理事会の審査を経て、表彰者を決定し、表彰を行う。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、表彰者を決定し、表彰を行うことができる。

#### (表彰の方法)

第7条 表彰は、該当者に対して表彰状を授与して行う。

2 前項の規定により表彰状を授与するときは、副賞として記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、総会の際に行う。ただし、必要があるときは臨時に行うことができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人青森県観光連盟の設立の登記の日から施行する。

附則（令和4年10月1日）

この規程は、公益社団法人青森県観光連盟と公益財団法人青森県国際交流協会が締結する合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。

(第5条関係)

年　月　日

表彰候補者推薦書

公益社団法人青森県観光国際交流機構

理事長 殿

推薦者

印

公益社団法人青森県観光国際交流機構表彰規程の規定に基づき表彰候補者として別紙のとおり推薦します。

別紙

調　　書

(ふりがな) 氏名又は名称		職業	
生年月日	年　月　日生 (年齢　　)	所属 及び職名	
本　籍			
現住所又は所在地			
経歴又は沿革			
表彰の種類 ※○で囲むこと	観光功労者表彰　・　感謝状		
推薦理由			
その他 参考となる事項			

# 公益社団法人青森県観光国際交流機構

## 功労者表彰規程細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人青森県観光国際交流機構表彰規程（以下、「規程」という。）の施行に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (観光功労者表彰の基準要件)

第2条 規程第3条に基づく表彰となるものに係る基準要件は、個人にあっては次の第1号に該当し、かつ、第3条第3号に基づく個人にあっては第2号から第4号のいずれかに該当するものであること。また、団体にあっては第5号に該当するものであること。  
なお、基準日は対象となる年度の1月1日とする。

- (1) 満48歳以上であること。
  - (2) 公益社団法人青森県観光国際交流機構（移行前社団法人時期も含む）役員年度職が通算10年以上であること。
  - (3) 県下各地区観光協会等の会長又は副会長職通算10年以上であること。
  - (4) 県下各地区観光協会等の役員を通算15年以上であること。
  - (5) 地域に貢献する観光産業関連事業活動を表彰対象年度開始日において10年以上有する団体であること。
- 2 観光功労者表彰は、同一人又は同一団体等について1回限りとする。
- 3 公益社団法人日本観光協会観光振興事業功労者表彰の表彰者は、観光功労者表彰の対象者から除くこととする。

### 附則（令和4年10月1日）

この規程は、公益社団法人青森県観光連盟と公益財団法人青森県国際交流協会が締結する合併契約書に定める合併の効力発生日から施行する。

## 【参考資料】

### 観光功労者表彰Q & A

公益社団法人青森県観光国際交流機構

**Q 「個人」とは、どのような場合が該当しますか？**

A 観光地の宣伝、観光客の誘致、接遇の向上、観光資源の保護、観光地等の環境美化、その他観光の振興に関する場合は、令和7年1月1日現在48歳以上であればどなたでも該当します。

観光関係団体の役員の場合は、公益社団法人青森県観光国際交流機構役員（移行前社団法人時期も含む）を平成7年1月1日現在通算で10年以上務めた48歳以上の方や、青森県内の各観光協会など観光に関する団体の会長や副会長職を通算で10年以上務めた方、もしくは役員職を15年以上務めた48歳以上の方が該当します。

**Q 「個人」の場合は、なぜ48歳以上なのですか？**

A 公益社団法人日本観光振興協会の観光振興事業功労者表彰を基に、同年齢としました。

**Q 「団体」とは、どのような場合が該当しますか？**

A 公益社団法人青森県観光国際交流機構や市町村の観光協会等「観光振興」を目的に設立された団体はもちろんですが、観光ガイドや街中案内人などのほか、各種体験活動や、観光の視点で地域づくりや清掃活動に取り組んでいるグループ等も含まれます。

**Q 「その他観光の振興」とは、どのようなことですか？**

A 観光地の宣伝、観光客の誘致、接遇の向上、観光資源の保護、観光地等の環境美化以外で、「観光振興」に関する活動のことです。